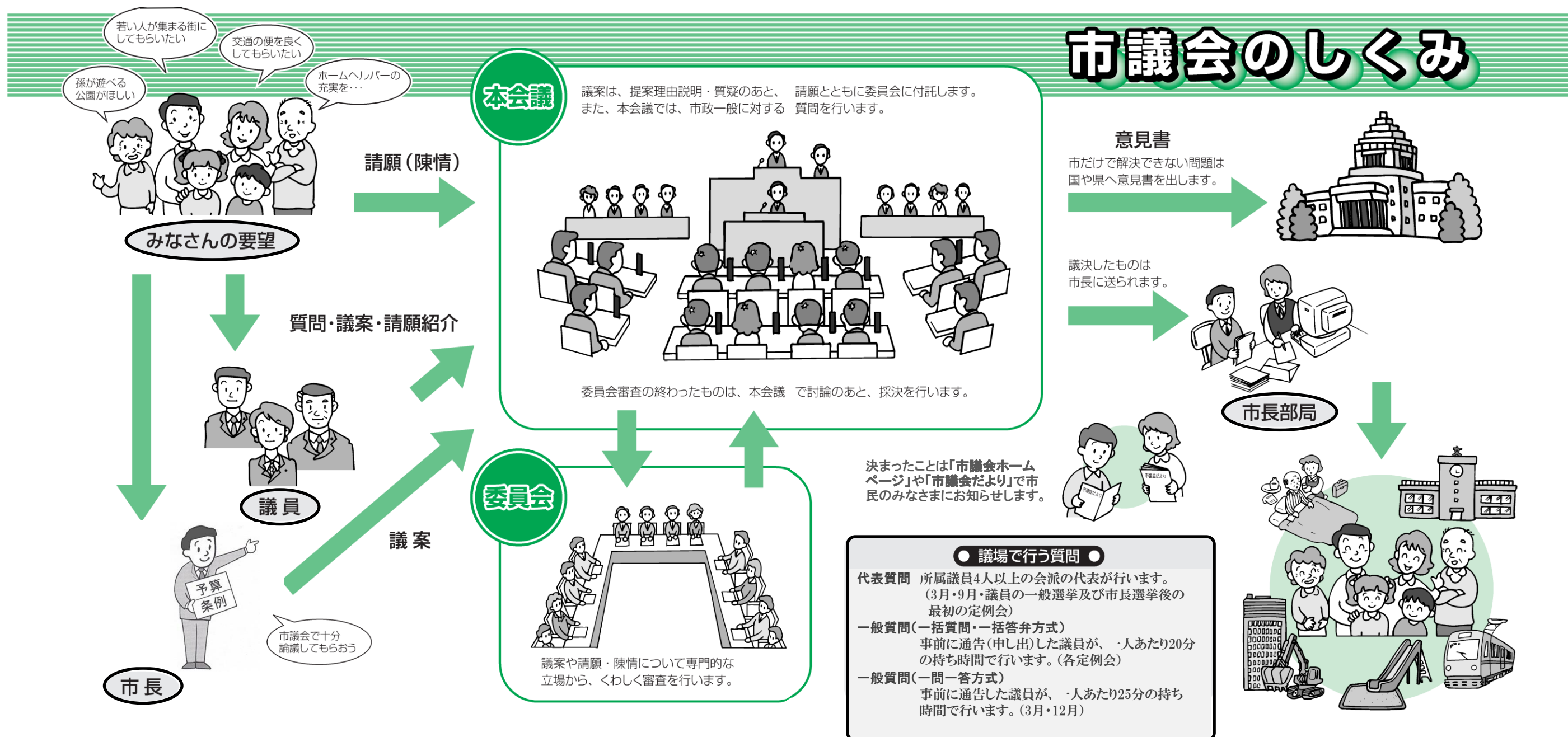


市議会のしくみ



議会の役割

高岡市議会は、選挙で選ばれた市民の代表者である定数27名の議員で構成されています。

議会は、市の予算(市長が立案した年間の収入・支出計画)や条例(市が法律の範囲内で定めるきまりごと)などの議案を審議し、決定します。

また、市の事務が適切に行われているかを調査し、チェックを行い、市長に対し意見を述べ、助言を行ったりもします。

市長は、議会で決定されたことをもとに、市民福祉の向上のため、責任をもって市の施策、事業を実施します。

議会と市長とは、お互いの立場を尊重しながら、市政をよりよい方向へ進めるようつとめています。

定例会・臨時会

市議会には、定例会と臨時会があります。

定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開催され、臨時会は、緊急に議会の議決を要する事項が生じた場合に開催されます。

※議会の日程は、市議会ホームページのほか、4支所、コミュニティセンター、市立公民館等の公共施設に掲示して、お知らせしています。

■市議会ホームページ



本会議

議会中に全議員が集まって開く会議を本会議といい、そこで提案された議案に対する採決(賛否の決定)を行います。

本会議では、提案理由説明、質疑のあと討論、採決を行います。詳細な審査が必要なものは、いったん委員会に付託され、その審査を経たあと本会議で採決されます。

また、市政一般に対する質問(議員が市政全般にわたって、市長に質問したり意見を述べたりするもの)を行います。

委員会

市の事務は、広範かつ複雑化しているため、それらを専門的、効率的に審査するため、委員会が設置されています。

委員会には、常任委員会と特別委員会があり、また、議会運営等について審査する議会運営委員会があります。

常任委員会は、「総務文教」「民生病院」「産業建設」の3つの委員会があり、本会議から付託された議案、請願(陳情)の審査や市の事務の調査を行っています。

特別委員会は、必要に応じて特別に設置されるもので、特定の問題についての調査や審査を行います。